

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月1日
事業者の氏名又は名称	株式会社御日家商事(法人番号9500001014956)(代表者 梶原愛子)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市川之江町2218番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市川之江町余木415番地22
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年10月20日及び同年同月28日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月13日
事業者の氏名又は名称	有限会社元木商事(法人番号7480002016023)(代表者 元木百合子)
事業者の所在地	徳島県三好郡東みよし町西庄字末石98番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好郡東みよし町西庄字末石98番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年11月25日及び同年12月20日、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月23日
事業者の氏名又は名称	株式会社耿葉商会(法人番号6500001015098)(代表者 高橋剛)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市寒川町4765番地30
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市寒川町4765-30
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年3月22日、異常気象時の措置義務違反の疑いにより監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)異常気象時等における輸送の安全を確保するための措置が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月24日
事業者の氏名又は名称	豊陽有限会社(法人番号1500002012883)(代表者 豊水博之)
事業者の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1961番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲1961番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年11月30日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月29日
事業者の氏名又は名称	有限会社山一運送(法人番号8500002012662)(代表者 山本峰生)
事業者の所在地	愛媛県西予市城川町魚成7476番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市城川町魚成7476番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(210日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第8条第1項、第17条第1項第1号、第2号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年12月7日及び令和5年1月12日、適正化実施機関からの通報を端緒として監査を実施したところ、15件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業計画で定める自動車車庫について、事業計画どおり業務を行っていないこと(貨物自動車運送事業法第8条第1項)  (2)運転者の健康状態の把握が確実になされていないこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)  (3)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の4)  (4)運転者に対する点呼が確実になされていないこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)  (5)運転者に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)  (6)アルコール検知器を常時有効に保持していないこと(安全規則第7条第4項)  (7)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていないこと(安全規則第7条第5項)  (8)運転者の乗務について定められた事項の記録が確実になされていないこと(安全規則第8条)  (9)運行記録計による記録が確実になされていないこと(安全規則第9条)  (10)運転者台帳の作成が確実になされていないこと(安全規則第9条の5第1項)  (11)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)  (12)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていないこと(安全規則第10条第1項)  (13)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)  (14)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)  (15)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	21点
違反点数(事業者)	21点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年3月30日
事業者の氏名又は名称	丸重ロジスティクス株式会社(法人番号9500001023511)(代表者 真鍋興徳)
事業者の所在地	愛媛県新居浜市田所町4-68
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県新居浜市田所町4-68
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年9月5日及び同年同月12日、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(2)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(4)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(6)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。